

## 新型コロナウイルス感染症関連支援策一覧

### ●ポストコロナへの対応

2021年5月1日時点

No.	事業名	支援内容	対 象	備 考
1	小規模事業者持続化補助金 一般型 【国】	【申請期限】第5回受付:2021年6月4日(金) 第6回受付:2021年10月1日(金) 第7回受付:2022年2月4日(金) 【内 容】経営計画を作成し、計画に沿った地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助。(上限50万円/条件付上限100万円。)	商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)5人以下 サービス業(宿泊・娯楽業)4人以下 製造業その他4人以下	
2	小規模事業者持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠 【国】	【申請期限】第2回受付:2021年7月7日(水) 第3回受付:2021年9月8日(水) 第4回受付:2021年11月10日(水) 第5回受付:2022年1月12日(水) 第6回受付:2022年3月9日(水) 【内 容】経営計画を作成し、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組む費用の3/4を補助。(上限100万円)	商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)5人以下 サービス業(宿泊・娯楽業)4人以下 製造業その他4人以下	申請は補助金申請システム(Jグランツ)でのみの受付となり、事前にIDを取得する必要があります。
3	事業再構築補助金 【国】	【二次公募】5月10日頃から公募を開始し、7月上旬まで申請を受け付ける予定 【内 容】ポストコロナ・ウィズコロナの経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援。新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。 【通常枠】100万円～6,000万円(2/3補助)	①売上が減少している ②新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む ③事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する	申請は補助金申請システム(Jグランツ)でのみの受付となり、事前にIDを取得する必要があります。
4	中小企業パワーアップ補助金 【県】	①県内中小企業・小規模事業者が、デジタル化やポストコロナ(SDGsの推進)に向けた設備等を導入する経費を支援 【中小企業支援枠】補助上限:200万円補助率:1/2 ※公募時期調整中 【小規模事業者支援枠】補助上限:100万円補助率:1/2 ※公募時期調整中 ②県内中小企業等が、ポストコロナを見据えて新製品・新技術開発に取り組む経費を支援 補助上限:400万円補助率:1/2 ※申請受付:6月14日(月)～6月18日(金)	未定	
5	山形県新型コロナ対策 認証制度 【県】	飲食店等が取り組む感染対策を認証する制度。 実際に対策を確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付。認証店は県ホームページに掲載し、利用を呼びかけていきます。	飲食業(集客を行わないものを除く。)、食事の提供を伴う宿泊業	認証までの流れ等詳細については、県ホームページにてご確認ください。
6	新・生活様式対応支援補助金 (新型コロナ対策認証対応型) 【県】	山形県新型コロナ対策認証取得等、より適正な感性防止対策を講じるため、中小・小規模の飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資等を支援します。 【申請期間】2021年5月11日(火)～2022年3月11日(金) 【補助額】飲食店:10万円以内(従業員5名以下)、20万円以内(6名以上) 宿泊業:20万円以内(従業員20名以下)、40万円以内(21名以上) 【補助対象経費】 県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために導入した設備投資等に要する経費例)パーテーション、換気設備 等	①県内に事業所を有する飲食店・宿泊業(持ち帰り、配達飲食サービス業は対象外) ②認証取得の施設確認において、県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために必要な設備投資であること ③今後も事業を継続すること	申請詳細については、県ホームページにてご確認ください。

●金融面

No.	融資名	内容	対象	備考
1	マル経融資 (コロナマル経) 【国】	【限度額】最大3,000万円(通常融資2,000万円+別枠1,000万円) 【利率】基準金利△0.9%(当初3年間のみ) 【使途】運転、設備 【期間(据置)】運転7年(3年)/設備10年(4年)	①商工会より6か月以上の指導を受けていること ②最近1ヵ月等の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方	【実質無利子】(当初3年間のみ) 個人:要件無し 法人:売上高▲15%以上
2	新型コロナウイルス感染症特別 貸付(コロナ特別貸付) 【国】	【限度額】国民事業8,000万円(別枠)、中小事業3億円(別枠) 【利率】国民事業 基準金利から△0.9%(当初3年間のみ) 中小事業 基準金利から△0.9%(当初3年間のみ) 【使途】運転、設備 【期間(据置)】運転15年(5年)/設備20年(5年)	最近1ヵ月等の売上高または過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方	【実質無利子】(当初3年間のみ) 個人:要件無し 法人:売上高▲15%以上 中小企業者:売上高▲20%以上
3	山形県商工業振興資金 地域経済変動対策資金 【県】	【限度額】5,000万円 【利率】1.6%、保証料ゼロ 【使途】運転 【期間(据置)】運転10年(2年)	新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方。	【申込窓口】 最寄りの金融機関
4	尾花沢市 中小企業振興資金融資制度 【市】	【限度額】1,000万円(限度額は過年度利用額も含む) 【利率】取扱金融機関との約定利率による 【使途】運転、設備 【期間(据置)】7年 【保証料補給】保証料(補給割合60%)を補給 【利子補給】①1.6%以上⇒0.8%補給 ②1.6%未満⇒1/2以内を補給	市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して経営し、かつ市税を完納している中小企業者 ①製造業又は建設業で売上高が減少し、主要な原材料が高騰し経営に支障が生じているもの ②製造業又は建設業以外で売上高の減少等により経営に支障を生じているもの ③取引先の倒産等により影響を受けるもの	【申込窓口】 市内金融機関

●経営相談

No.	事業名	内容	対象	備考
1	専門家派遣事業	新型コロナウイルスの影響による経営支援や経営革新、事業承継、法人成り、労務対策、資金繰り対策、情報対策等々…各分野に精通した専門家を派遣し課題解決を支援します。 相談料は無料で随時申込み可能。	商工会員	派遣日調整等の為、商工会へご連絡ください。
2	働き方改革相談窓口	社会保険労務士による働き方改革についての個別相談を受けております。労務、社会保険関係等の一般的なことも無料でご相談いただけます。 【日時】5月より毎月第3火曜13:00~16:00 【場所】尾花沢市商工会館	商工会員	予約制の為、商工会へ事前にお申込みください。